

令和8年8月 18 日

開発申請者 各位

土地開発審査のスケジュール明確化とご協力をお願いについて

平素より、本村の都市計画行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本村では、土地開発審査手続きの透明性を高め、事業者の円滑な計画策定および本村の審査事務の効率化を図るため、下記のとおり標準的なスケジュールおよび各段階における対応内容を定めております。

事業者におかれましては、本スケジュールおよび注意事項をご確認のうえ、余裕を持った手続き・補正対応にご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 土地開発審査スケジュール(土地開発審議会開催の週を基準とした目安)

時期(目安)	村の対応	事業者の 対応・ご準備	備考
11 週間前 (約 3 か月前)	事前協議書・申請書 受付 (3、6、9、12 月)	事前協議書・ 申請書の提出	
10・9 週間前	初回審査(5～10 営業日以内)	補正対応①	
8・7 週間前	庁内意見照会	—	[注 1]
6・5 週間前	指摘事項通知	補正対応②	[注 2]
4 週間前(約 1 か月前)	補正確認・連絡会議資料作成	—	
3 週間前	土地開発行為適正化連絡会議	—	
2 週間前	連絡会議意見の通知	補正対応③	[注 3]
1 週間前	最終審査完了	—	
当週	土地開発審議会(5、8、11、2 月)	—	

2. 注意事項

- [注 1] 7 週間前について: 庁内意見照会に間に合わない案件は、原則として直近の審議会への上程を見送らせていただきます。
- [注 2] 5 週間前について: 指摘事項に対する補正が終了していない案件は、原則として直近の審議会への上程を見送らせていただきます。
- [注 3] 2 週間前について: 最終補正が完了していない案件につきましては、次回審議会へ延期とさせていただきます。